

議案第6号

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 略 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略 2 略</p> <hr/> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略 2 略 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正

2 改正の内容

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、平成31年4月1日から施行される。それに伴い国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされた。

このため、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、本市においても時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため改正を行うもの。

3 施行日 平成31年4月1日